

記載要領等	別紙 1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書
-------	--------------------------

《使用目的》

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が、継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。

- ① 特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人（平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。）
- ② 平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人
- ③ 平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人
- ④ 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている人

《記載要領等》

- 1 本文の「第70条の4第27項・第70条の6第32項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第27項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
(注) 下記(4)との関係で、例えば、番号1として数欄使用する場合があるので留意してください。
 - (2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。
 - (4) 「作付期間（種類品名等）」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」（〇〇）、「4月～6月」（〇〇）等と具体的に記載してください。
 - (5) 「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。
(注) 所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（事業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。
 - (6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、〇〇市〇〇地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。
なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか〇〇筆」というように記載してください。
 - (7) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている農地等については、「番号」、「農地等の所在地」、「面積（内作付面積）」欄（「面積（内作付面積）」欄の内作付面積を除きます。）を記載し、「生産量・飼育頭羽数kg（頭羽）」欄以下に「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書のとおりの」、「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書のとおりの」又は「特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書のとおりの」と記載してください。
- 3 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、この明細書とともに「別

<別紙 1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書 記載要領等>

紙 2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙 3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙 4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」を提出してください。